



## 目 次

### 規則

- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（文書課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第二十八条第一項の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 調理師法施行令に基づく指定試験機関の事務所の所在地の変更（保健医療政策課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道長瀬児玉線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道長瀬児玉線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

## 規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県規則第五号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による廃止前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第二十七条第七号及び第八号の規定は、施行期間（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第四条第二項に規定する施行期間をいう。附則第四項において同じ。）においては、なおその効力を有する。

（知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の項を削る。

（知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一の一知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の項の規定は、施行期間においては、なおその効力を有する。

## 埼玉県告示第九十五号

### 告 示

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

東秩父村	調査を行つた者の名称
令和六年度	調査を行つた時
地籍簿一冊	調査を行つた期
字御堂の一部	成 果 の 地
御堂三地区（大令和八年一月二十八日）	調査を行つた区
	年 認
	月 証
	日

埼玉県告示第九十六号

## 告示

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

小鹿野町	た者の名称	調査を行つた者
令和四年度	時 期	調査を行つた時
地籍簿一冊	成 果	調査を行つた成 果
一部	地 区	調査を行つた地 区
区(下小鹿野の二十八日)	年 月 日	調査を行つた年 月 日

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第十号）附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 土砂の搬入を禁止する期間

令和八年二月十一日から同年八月十日まで

#### 二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷及び同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千九百三番の土地

## 告 示

### 埼玉県告示第九十八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第二項の規定により、指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターの主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

二 変更の年月日

令和八年一月二十六日

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚信孝

一 道路の種類 県道  
二 路線名 熊谷小川秩父線  
三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡小川町大字青山字耕地 七五五番一地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで		
一六・〇〇〇 一九・二七		
一三六七・八〇		社会資本整備総合交付金（街路）工事。
平成二十四年二月二十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号及び令和七年四月四日付け同第十号による道路予定区域の一部変更である。		

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚信孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道 熊谷小川秩父線	比企郡小川町大字青山字耕地 七五五番一地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで	令和八年二月七日 午後三時	令和八年二月六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三六七・八〇メートル。

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道    |
| 二 | 路線名   | 長瀬児玉線 |
| 三 | 道路の区域 |       |

新	旧	旧 新 別
	秩父郡長瀬町大字野上下郷字横町二〇 ○四番八地先から同郡同町大字野上下 郷字横町二〇〇三番一地先まで	区間
一一・〇〇～一二・〇〇	七・六九～一二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四四・二〇	四四・二〇	延長 (メートル)
		備考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道長瀬児玉線	秩父郡長瀬町大字野上・下郷字横町二〇〇四番八地先から同郡同町大字野二〇〇三番一地先まで	令和八年二月六日	
			ト延ある。定期で事務所長告示第 ル長四四・二〇メー域の示し供用開始で け埼玉県秩父県土整付
			令和八年二月六日付

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
葛飾吉川松伏線	北葛飾郡松伏町大字上赤岩字辻一〇七六番一地先から 同郡同町大字上赤岩字永宮一七五〇番一地先まで	令和八年二月六日	令和六年九月三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二四・六四メートル